

## ● 19条5項指定の効果

19条5項指定には、こんなたくさんのメリットがあります。

### 1 測量の信頼性が高まる

19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件をみたしていることが確認されるため、当該測量・調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。

### 2 境界紛争を未然に防止し、安心して土地取引が可能

正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。

### 3 地籍調査と同等の成果として扱われる

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同等に扱われるので、原則として改めて地籍調査を実施する必要がなくなります。

### 4 基準点の設置

19条5項指定申請をしようとする地区の近傍に測量の基準点がない場合、当該事業者が国土交通省に要望すれば、国土地理院と協議のうえ、当該事業地区の近傍に基準点が設置されます。

### 5 測量費の軽減

測量の計画段階から、作業規定に基づき基準と精度を満たした測量を行っていただければ、指定申請のための追加作業は少なく、補助金を活用することで、事業者の負担軽減効果は高くなります。



## ● 国、県補助の申請について

### ■ 国の補助制度

「地籍整備推進調査費補助金」があります。別途国に申請をお願いします。例年1月～3月が募集期間となります。

【問い合わせ先】

国土交通省 中部地方整備局 用地部用地企画課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号 名古屋合同庁舎第2号館

TEL : 052-953-8105

詳しい内容は国土交通省のホームページをご覧ください。

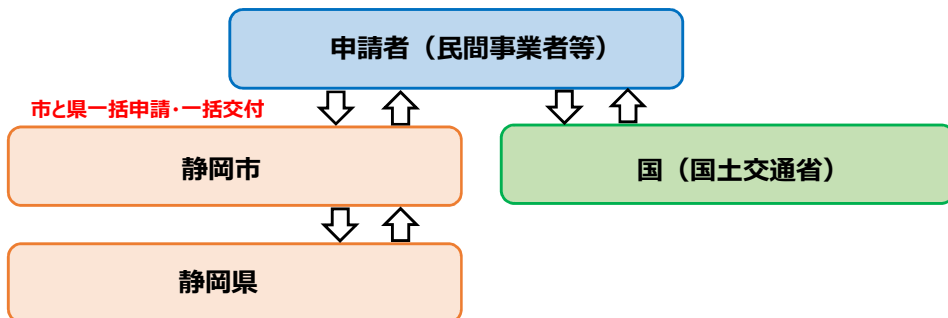
<http://www.chiseki.go.jp/index.html>



### ■ 静岡県の補助制度

「静岡県地籍整備推進調査費補助金」があります。

静岡市に申請することで、市の補助と合わせて県の補助が申請、交付されます。



## ● 問い合わせ先

静岡市 建設局 土木部 建設政策課 地籍係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 TEL : 054-221-1464 FAX : 054-221-1246

ホームページ : [https://www.city.shizuoka.lg.jp/268\\_000047.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/268_000047.html)

静岡市 地籍調査

検索



# 民間事業者等が行う土地の測量費等に関する補助制度 静岡市地籍整備推進調査費補助金

# あなたの土地の信頼性、 あげてみませんか？



静岡市

# 知っていますか？補助制度、19条5項指定

## ■補助制度

民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、静岡市では「静岡市地籍整備推進調査費補助金」を創設しました。静岡市に申請いただくことで、一括して県の補助も受けることができます。また、国土交通省の「地籍整備推進調査費補助金」（別途国に申請）と併用して申請することができます。

## ■19条5項指定とは

土地に関する様々な調査・測量の成果が地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査と同様に取り扱うことができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この制度の根拠が国土調査法第19条第5項であることから、「19条5項指定」と呼んでいます。

## ■指定を受けると

指定を受けた地図を、不動産登記法第14条第1項地図（土地の正確な位置、形状を表した地図）として備え付けるために国土交通大臣から登記所に送付します。

## 事業主体 Q. 誰でも申し込みできますか？

A. 地籍調査以外の調査・測量を実施する民間事業者が対象となります。

## 対象地域 Q. どこで行う測量でも対象ですか？

A. 静岡市内の人口集中地域、または、都市計画区域内です。  
ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域は除きます。

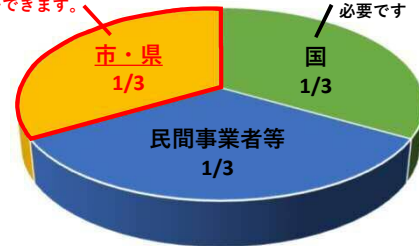
## 面積要件 Q. 大きさの条件はありますか？

A. 一地区あたり500㎡以上であることが必要です。

## 補助金額 Q. 補助率はどのくらいですか？

A. 市の補助額は、対象事業費の1/3以内で市が算定する額です。ただし、県の補助額は除きます。  
・市に申請することで、一括して県の補助を受けることができます。  
・国の補助は、国に別途申請をお願いします。

※市に申請することで、市と県の補助を受けることができます。



【例】事業費の負担割合（割合は目安です）

## 補助対象経費 Q. 補助の対象となる経費とはどんなものがありますか？

A. 19条5項の指定申請等による地籍情報の整理に必要な経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合にかぎります。限度額についても、国と同様に次のとおりとなります。

<p>調査計画作成</p> <p>専門家による検討に要する費用等</p> <p>(限度額) 地区当たり20万円</p>	<p>既存資料等収集・整理</p> <p>境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等</p>	<p>現況調査</p> <p>現況地物の測量に必要な基準点の設置に要する費用等</p>	<p>境界確認</p> <p>現地調査や現地立会に要する費用等</p>	<p>予備調査</p> <p>作成した成果図等の精度検証に要する費用等</p>	<p>成果作成</p> <p>測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等</p> <p>(限度額) 地区当たり30万円</p>
<p>(限度額) 地区当たり500万円+100万円/hax面積</p>					

引用：「地籍整備推進調査費補助金」国土交通省

# 補助金を受け取るまでの流れ

まずは、静岡市建設政策課に相談ください!!

